

紹介

François Voeffray, *L'actio popularis ou la défense de l'intérêt collectif devant les juridictions internationales* (PUF, 2004, xx + 403 pp.)

玉 田 大

1. はじめに

本書は、国際裁判における民衆訴訟（*actio popularis*）という特殊なテーマを扱いつつ、単なる裁判手続の解説に止まるものではなく、国際法における実体法と手続法の乖離という大きな問題に取り組むものである。現代国際法は、強行規範や対世的義務（obligations *erga omnes*）、国際犯罪といった実体法概念を生み出したものの、これらを手続的に保障する制度には欠陥が残る⁽¹⁾。この点で、著者の関心は、対世的義務のような一般的・共通利益を基礎とする実体法概念の（手続的な）実現可能性という問題に見出される。さらに、これに関連して、著者が特に問題意識を集中させるのは、国際社会の一般共通利益が有する「多辺性」と国際裁判手続が有する「二辺性」が適合するの否かという論点である。

他方、以上のような理論的な問題関心に対して、著者は堅実な方法論を採用する。その分析手法は古典的ではあるが、極めて丹念であり、判例分析に際しては当事国の書面陳述や口頭陳述を詳細に検討し、また条約制度の分析に際しては関連文書に遡ってこれを丹念に分析する。また、南西アフリカ事件等の難解な判例を扱いながらも、その筆致は極めて軽快であり、全体構成も理解し易い。また、「共存の法」から「協力の法」への現代国際法の構造転換を基盤とする実体法規範の出現に関しても、ILC の議論を中心に、条約起草過程や関連文書を渉猟した労作である。ポール・グゲンハイム賞（2004年）の栄誉が本書に与えられたのは、上記のような本書の多大な成果が正当に評価されたためであろう。

本書は三部構成になっている。第1部「失われた定義を求めて」は歴史・比較法的分析であり、古代ローマ法と各国訴訟制度の検討を踏まえ、国際法上の民衆訴訟概念の分析視座と定義が提示される。第2部「国際法における民衆訴訟」は国際裁判における民衆訴訟

一〇四

(1) なお、本書の問題意識と符号する我が国の先行研究として次のものを参照。杉原高嶺「一般利益にもとづく国家の出訴権（一）（二）」国際法外交雑誌74巻3号、4号（1975年）。同『国際裁判の研究』（有斐閣1985年）第二章に所収。兼原敦子「国家責任法における『一般利益』概念適用の限界」国際法外交雑誌94巻4号（1995年）1-50頁。

制度の実証的分析である。第3部「民衆訴訟の展望」では、強行規範や対世的義務などの実体法概念と民衆訴訟の関係から生じる諸問題が幅広く検討される。以下、本書の内容を紹介した後で、紹介者のコメントを付しておこう。

2. 内容紹介

第一部 「失われた定義を求めて」(pp.3-41)

第一章「原初の制度 — 古代ローマにおける民衆訴訟」(pp.6-22)：古代ローマにおける民衆訴訟の形態は多様であるが、「個人の直接的な利益に関わり無く、あらゆる者に出訴資格を付与する」という点で共通性が見られ、原告自身の権利と「民衆」(*populus*)の権利を同時に保護するものであった。この「民衆」とは、ローマ市民だけでなく、ローマの全構成員からなる総体(un ensemble)も含意した。第二章「民衆訴訟の現代的変転」(pp.23-34)：今日の集団代表訴訟(class actions)などはローマ法上の民衆訴訟に比べて出訴資格者の範囲が制限されているが、出訴資格に制限のないスペインの民衆訴訟(acción popular)等はローマ法上の民衆訴訟概念と同一視し得る。第三章「国際法学への示唆」(pp.35-41)：ローマ法上の概念を国際法に移し変えることはできないが、次の点で類推が可能である。第1に共通利益の保護、第2に共同体の各構成員に付与された出訴権、第3に集団利益と個別利益の同一視である。以上より、国際法上の民衆訴訟は「全体的又は部分的に共通する利益を保護するために共同体の各構成員が提起することのできる訴訟行為」と定義付けることができる。

第二部 「国際裁判における民衆訴訟」(pp.44-225)

第一編「国際司法裁判所」(pp.45-105)。第一章「PCIJの遺産」(pp.47-54)：ウインブルドン号事件とメーメル領規程事件に見られるように、PCIJは「条約遵守の利益」という捉え方によって原告の出訴資格(la qualité pour agir)を広く認めた。第二章「ICJの消極性」(pp.55-90)：南西アフリカ事件(第一段階1962年)において、ICJは管轄権条項(南西アフリカ委任状7条2項)の広範な文言に基づいて原告が当条項を援用する資格を有することを認めたが、その後の裁判官構成の変化により、第二段階判決(1966年)では前判決を覆し、原告の法的権益を否定した。一般利益に基づく原告の請求は第一判決で認められており、第二判決は第一判決と両立し難い。なお、第二判決は国際法上の民衆訴訟を全て否定した訳ではなく、委任統治が少数者保護条約などと異なるという意味でこれを否定したに止まる。すなわち、民衆訴訟を認めうるか否かは一般的に決められるものではなく、関連する監督制度の性質や保護される共通利益の存否に応じて個別に判断されなければならない(p.71)。また、バルセロナ・トラクション事件判決(1970年)において対世的義務が認められた。民衆訴訟はこの義務の論理的帰結の一つであり、両者の間には類縁性(la parenté)がある(pp.75-76)。第三章「河岸に留まる船」(pp.91-105)：以上のように、判例上の民衆訴訟の位置づけは不明確である。南西アフリカ事件第二判決によれば、条約上

で民衆訴訟を設定することは妨げられず、実際に、全ての締約国の提訴資格を認めるような多数国間条約も見られる。

第二編「特別な訴訟手続」(pp. 107-225)。第一章「個人の権利保護」(pp. 108-173)：人権諸条約の委員会コントロールでは民衆訴訟が認められており、これは人権保護が総体としての全加盟国の利益に関わるという人権規則の特殊な法的性質に基づく。なお、個人通報手続では出訴資格が「被害者」(victimes)に限定されるが、ここで否定されている「民衆訴訟」は国内立法行為の合法性に関する抽象的審査を意味するに過ぎず、集団の利益に基づく提訴は妨げられない。人権保障の客観的義務 (obligations objectives) により、他の人権条約でも民衆訴訟が認められている。第二章「国際法の他の分野」(pp. 174-218)：海洋法裁判所や欧州司法裁判所でも民衆訴訟が認められているが、WTO や国際刑事裁判所では未発達あるいは未完成である。環境法や人道法でも民衆訴訟に類似の手続がある。第三章「対照表」(pp. 219-225)：第1に、多くの条約では締約国の出訴利益 (l'intérêt à agir) の規定がないため、民衆訴訟の認否は裁判官の評価権限に委ねられるが、裁判官は民衆訴訟に対して消極的である。義務の「客観的」性質や「ヨーロッパ公序」は民衆訴訟にリンクするが、訴訟過多の懸念から出訴資格は国家に限定される。第2に、民衆訴訟は「立法行為の抽象的審査」や「合法性の予防的審査」とは厳密に区別されるべきである。第3に、民衆訴訟の利用に対する国家の消極性も指摘し得る。

第三部 「民衆訴訟の展望」(pp. 227-382)

第一編「民衆訴訟の規範的基盤」(pp. 229-318)。第一章「転換する国際法」(pp. 230-238)：伝統的国际法では、条約違反の直接被害国が国際責任を追及するという相互主義的な権利義務関係が支配的であったが、20世紀以降、国際法の合法性確保に対して全ての国家が利益を有する構造が生まれた。この転換の中で強行規範や対世的義務が生まれており、民衆訴訟もこの進展の一側面である。ただし、紛争処理分野を含め、この傾向は部分的なものに止まる。第二章「対世的義務、強行規範、民衆訴訟」(pp. 239-262)：対世的義務は二国間の法関係に分割され得ないものであり (indivisibles)、国際共同体の全構成国が当該義務の遵守に法的利益を有するが、条約によって「部分的対世的義務」(obligations *erga omnes partes*) を創ることもできる (p. 246)。対世的義務における「すべてのもの」(omnes) は、集団全体と同時に集団を構成する各部分をも指す。国際共同体は共通利益を保護する機関を有さないため、論理的には共同体を構成する諸国家がそれぞれ権利保有者たる資格を有するからである (p. 253)。対世的義務の司法手続上の効果を表現したものが民衆訴訟であるが、両概念は完全に同一ではない。民衆訴訟は共通利益保護のための一手段に過ぎず、義務違反国の同意に基づく裁判管轄権が設定されない限り認められないからである (pp. 261-262)。第三章「条約法の観点から見た民衆訴訟」(pp. 263-277)：国内法上、相対的無効 (la nullité relative) は契約当事者間の利益保護を目的とするのに対し、絶対的無効 (la nullité absolue) は一般利益保護を目的とし、あらゆるものに無効の主張が認められる。他方で、条約法条約では絶対的無効が規定されたが、紛争処理手続はバイラテラル

なもののしか認められなかった (pp. 263-270)。ただし、条約法条約のあらゆる当事国が絶対的無効を主張し得る (p. 272)。第4章「責任法の観点から見た民衆訴訟」(pp. 278-318)：伝統的国家責任法は損害賠償 (la réparation d'un préjudice) を中心とし、二面的であったが、ILC の作業において多辺化 (multilatéralisation) され、国際共同体の全構成員に影響を与える義務違反が認められた (p. 282)。最終草案42, 48条のコメンタリーでは、集団的利益の保護のための民衆訴訟の可能性が認められている (pp. 304-305)。さらに、ILC では国際犯罪概念に付随して民衆訴訟が議論され、最終的に国際犯罪概念は放棄されたが、民衆訴訟については何らの異議も唱えられていなかった (p. 317)。

第二編「司法手続における民衆訴訟」(pp. 319-361)。第一章「民衆訴訟の存在要件」(pp. 320-323)：民衆訴訟の提起には3つの前提条件がある。第1に形式的なアクセス権 (le droit d'accès formel) であり、裁判条約 (ICJ 規程34条1項) によって規律される。第2に裁判管轄権の基礎、第3に一般的利益に基づく原告の出訴資格 (une qualité pour agir) である。第二章「民衆訴訟に対する手続的抗弁」(pp. 324-354)：民衆訴訟請求に対しては以下の抗弁が提起される。第1に、原告の利益は法的・具体的・直接的なものでなければならないと主張される。しかし、ウィンブルドン号事件のように「潜在的利益」(l'intérêt potentiel) を認める場合、民衆訴訟に限りなく接近する (p. 331)。第2に、民衆訴訟は政治的紛争に触れるため認められないと主張されるが、判例上この抗弁は認められていない。第3に、民衆訴訟は合法性の抽象的審査となるため認められないと主張されるが、これは責任法が損害補填機能しか有さないという伝統的議論に拠るものであり、責任法が合法性コントロールの機能を有することを無視している。第4に、民衆訴訟は国際裁判の合意的性質に反すると主張されるが、民衆訴訟は裁判の任意性とも合意的性質とも抵触しない。また、民衆訴訟は多辺的紛争を対象とするため、裁判手続の二辺性と抵触すると言われるが、二辺性は訴訟参加手続によって緩和される。第三章「民衆訴訟の目的論」(pp. 355-361)：民衆訴訟の第1の目的は国際法違反の確認 (constatation) である。南西アフリカ事件と北カメルーン事件では、原告は違法性確認の宣言的判決を求めており、損害賠償は求めている。なお、裁判機関によっては民衆訴訟に関して無効確認などの多様な救済手段が認められている。また、責任法の一般規則により、民衆訴訟を通じて原状回復や損害賠償が可能となる場合もあり得る。

第三編「現代国際共同体における民衆訴訟の可能性」(pp. 363-382)。第一章「制度的観点から見た可能性」(pp. 364-374)：第1に、出訴資格の範囲は立法政策と司法政策によって決定される。第2に、国際社会では共通利益を実現する制度的基盤が欠如する。と同時に、国際裁判では国際機関に出訴資格が認められないため、共通利益を確保する権利を共同体の各構成員に認める必要が生じる。第3に、民衆訴訟は公共圏の保護という目的を有する。第4に、民衆訴訟は万人のための正義 (une justice pour tous) という理念を実現する。このような諸観点から民衆訴訟の制度的基盤が正当化されるが、他方で、民衆訴訟には次のような否定的要素もある。第1に、国際共同体の保安官の役割を担おうとする国家による覇権を齎す危険がある。第2に、国際裁判の政治化や弱体化を齎す危険がある。第

3に、濫訴による裁判所の麻痺を齎す危険がある。とは言え、いずれの危険も決定的なものではない。第二章「政策的観点から見た可能性」(pp. 375-382)：国家は民衆訴訟に消極的であり、実行上も民衆訴訟は稀にしか用いられないが、その理由は次の5点である。第1に国家の利害関係の欠如、第2に民衆訴訟が二国間関係に及ぼす政治的・経済的影響、第3に訴訟活動にかかる諸費用、第4に民衆訴訟手続の実効性に対する疑念、第5に二国間交渉の優先である。

結 語 (pp.383-387)

現在重要なことは、一般的な形で民衆訴訟の実際的な有用性を問題とすることである。とは言え、国際法上、民衆訴訟は未だなお未知の領域 (*terra incognita*) である。確かに、現代国際法は対世的義務のように共同利益保護のための規範的な発展を遂げてきたが、この発展は十分な制度上の進展を伴わなかったため、規範面 (*le plan normatif*) と制度面 (*le plan institutionnel*) の間に乖離が生じている。とりわけ、後者は依然としてバイラテラル・モデルに依拠している。民衆訴訟は対世的義務の概念の中に萌芽として包含されているが、国際裁判が任意的なものである以上、民衆訴訟は被告国の同意に依拠せざるを得ない。

3. コメント

以上に紹介したように、本書は民衆訴訟概念の歴史に遡り、PCIJ と ICJ の判例の変遷を具に検討し、加えて、多様な紛争処理機関の実行を丹念に調べ尽した力作である。確かに、著者のスタンスは民衆訴訟概念を積極的に根拠付けようとするものであるため、全般的な筆致は予定調和的な色彩が強いが、それでもなお、単純な民衆訴訟擁護論を展開している訳ではなく、個別具体的な手続における問題点や限界、さらにその背景にまで踏み込んでおり、バランスのとれた議論となっている。

他方で、そのためか、本書においては殊更目新しい見解が提示されている訳ではない。当初の問題意識に即して言えば、実体法と手続法（著者の言葉では規範面と制度面）の間の乖離については、本書では問題点が再確認されたに止まり、何らかの打開策や再解釈が我々に示された訳ではない。また、民衆訴訟概念の基盤を積極的に見出そうとするあまり、本書の方法論や検討内容にはややバランスを欠く部分も見られる。以下で詳しく検討してみよう。

(1) 検討対象

まず第1に、著者の検討対象の広げ方に言及しておこう。本書の題名にあるように、著者は「国際裁判所」(*les juridictions internationales*) を検討対象としている。著者のいう「裁判機関」(*jurisdiction*) は、「法宣言」(*juris-dictio*) 機関と捉えられており、WTO 紛争処理機関や国際人権裁判所などの多様な紛争処理機関がこれに含まれる (p. 39)。確かに、

国際法の「裁判化」(juridictionnalisation)と呼ばれるように⁽²⁾、現代国際法は多様な法分野において「裁判」類似の機関を設け、法解釈(juris-dictio)を促進させている。ところが、民衆訴訟を論じるに際して「裁判化」現象を画一的に捉えることには注意を要する。伝統的な裁判機関と異なり、現代的な裁判機関は「擬似裁判的」(para-juridictionnels)でしかないからである⁽³⁾。すなわち、伝統的な国際裁判手続が主として国家間の紛争処理という機能を有するのに対して、コントロール手続と呼ばれる現代型手続は、国際レジームという実体概念を実現するために設けられた手続(制度)であり、その射程は紛争処理に限定されない。そこでは、レジームの維持という一般的で共通の利益の実現という機能が付与されるため、そもそも二辺の関係に還元されない多边的関係が保護対象とされているのである。従って、著者の関心からすれば、民衆訴訟概念にうまく適合するのは、当然ながらコントロール手続ということになる。本書は、伝統的手続の二辺性を克服するために、敢えて「裁判機関」概念を広く捉え、多様な手続を包摂するのであるが、上記のような制度上の性質の相違についてはより慎重な態度と検討が求められる⁽⁴⁾。

(2) 対世的義務と民衆訴訟

民衆訴訟を巡る議論は、従来から対世的義務と民衆訴訟の関係を如何に捉えるのかという点で大きく対立してきた。民衆訴訟否定説は南西アフリカ事件(第二判決1966年)を根拠とするが、他方で民衆訴訟肯定説によれば、1966年判決は対世的義務を認めたバルセロナ・トラクション事件(1970年判決)によって覆され、対世的義務を認めた帰結として必然的に民衆訴訟が容認されるという⁽⁵⁾。このように、民衆訴訟の許容性を巡る議論は、対世的義務と民衆訴訟の連関性という論点に深く関わっていると言えよう。それ故、本書が抱える問題点の多くもこの点に関わる。

第1に問題となるのは、対世的義務における権利義務関係の分割可能性である。対世的義務の名宛人は「国際社会全体」(la communauté internationale des Etats dans son ensemble/the international community of States as a whole)であり、これを一体のものとして捉える場合、当該義務は各個別の国家に対する義務に分割され得ない。著者はこの点を認めつつも、対世的義務における「すべてのもの」(omnes)が、集団全体と同時に集団を構成する各部分をも指すという(傍点玉田)。それ故、対世的義務の帰結として、各個別国家が義務違反を主張し得るというのである。では、その根拠は何であろうか。著者によれば、「国際共同体は共通利益を保護する機関を有さないため、論理的には共同体を構成する諸国家がそれぞれ権利保有者たる資格を有すると考えざるを得ない」というので

(2) voir, S.F.D.I., *La juridictionnalisation du droit international* (colloque de Lille, Paris, Pedone, 2003).

(3) Pierre-Marie DUPUY, « Action publique et crime international de l'État : à propos de l'article 19 du projet de la Commission du droit international sur la responsabilité des États », *A.F.D.I.*, tome 25 (1979), p. 553.

(4) Christian J. TAMS, "Book Review", *German Y.I.L.*, vol. 48 (2005), p. 727.

(5) cf. Dissenting Opinion of Judge Schwebel, *I.C.J. Reports* 1984, p. 197.

ある (p. 253)。このような著者の対世的義務の分割論は、対世的義務を実現するために民衆訴訟が必要であるという議論に過ぎず、実証的な根拠を伴っていないのである。

第2に問題となるのは、国際法上の実体的権利と手続的権利の関連性である。上述のように、著者は実体法規範（対世的義務）から手続法規範（民衆訴訟）を導き出そうとしている。しかし、仮に対世的義務が分割可能であったとしても、実体的権利と手続的権利は直接には連結しない。例えばA国が対世的義務に違反したとしても、国際司法裁判所規程の非当事国であるB国は出訴資格を有さないし、A B両国の同意がなければ裁判管轄権は設定されない。実体法上の法関係が裁判手続を通じて判決に反映されるためには、手続法上の固有の諸要件（特に管轄権規則）をも満たす必要がある。このように、実体法と手続法の峻別論は、既に東チモール事件（判決1995年）で明示されており、ICJ は本件において、権利の対世的な対抗可能性と管轄権の同意原則を区別すべきであると述べているのである。もちろん、著者自身も対世的義務が管轄権の同意原則を克服し得ると主張しているわけではない。著者は、対世的義務と民衆訴訟が直接的に連関するわけではないことを認めており、次のように述べている。「民衆訴訟は共通利益保護のための一手段に過ぎない。義務違反国の同意に基づく裁判管轄権が設定されない限り認められないからである」(pp. 261-262)。従って、実体的権利義務関係（対世的義務の違反）は、直接的には手続的権利義務関係（民衆訴訟権）を生み出さないのである。

そこで著者は次のような議論を展開する。第1に、国際裁判においては強制的管轄権の欠如により、管轄権を設定し得る国家間でしか民衆訴訟は存在し得ない。第2に、条約ベースで管轄権が設定されている場合は、当該条約の当事国の間でのみ民衆訴訟が可能となる (p. 40)。換言すれば、国際法上の民衆訴訟概念は、形式法源たる根拠を特定の（多数国間）条約に求めざるを得ないのである。

以上のように、著者のいう民衆訴訟制度は、特定の「裁判」付託条項を含む多数国間条約上の特殊制度として存在する。著者の見解を敷衍すれば、「部分的な対世的義務」に対応するような「部分的民衆訴訟」とでも呼ぶべきものが複数並存することになる。であるとすれば、やはり民衆訴訟論を国際「裁判」という包括的な枠組みの中で議論することはできないと考えるべきであろう。

(3) 履行確保義務と民衆訴訟

本書が発刊された2004年以降、国際司法裁判所の裁判例において2つの重要な展開があった。1つは履行確保義務に関するものであり、もう1つは強行規範に関するものである。いずれも民衆訴訟を巡る本書の議論に深く関わるものであるため、以下でそれぞれ検討しよう。

対世的義務に関連して問題となるのが「国際義務の履行確保義務」を巡る議論である。すなわち、対世的義務に違反した国に対して、直接被害国以外の第三国が当該義務を「履行させる義務」を負うと構成し、ここに民衆訴訟の法的根拠を見出そうとするものである。この履行確保義務が主張されるのは、とりわけ国際人道法分野においてであり、往々にし

でジュネーヴ諸条約共通第1条が引用される。同条によれば、「締約国は、すべての場合において、この条約を尊重し、且つ、この条約の尊重を確保することを約束する」(傍点玉出)と規定されるからである。では、履行確保義務は民衆訴訟と如何なる関係を有するのであるか。本書著者はジュネーヴ条約共通1条を用いつつ、次のように述べる。「最大限のことをなし得るものは最小限のことをなし得る (Qui peut le plus, peut le moins)。すなわち、国際人道法規則を遵守させる義務を国家が有しているとすれば、なおさら (*a fortiori*)、国家がその遵守について法的権利あるいは法的利益を有しているのは当然である」(p. 212)。すなわち、「遵守させる義務」は「遵守させる権利」を当然に含むという訳である。

この点について参照に値するのが、パレスティナ分離壁建設事件(勧告的意見2004年)であり、本件で ICJ は、イスラエルの対世的義務違反に対応する第三国の履行確保義務を導いている。裁判所は、「イスラエル以外の国家および国連について生じる法的結果」という項目において次のように述べる。第1に、イスラエルの違反した義務は自決権の尊重義務と国際人道法上の義務であり、前者(自決権)は「対世的に対抗可能な権利」(*un droit opposable erga omnes*)であり、後者(人道法上の義務)も対世的性質(*un caractère erga omnes*)を有する義務を含む⁽⁶⁾。第2に、これらの権利義務の「性質と重要性」に鑑みて、すべての国家に次の義務が課される。分離壁の建設から生じる違法状態を承認しない義務、違法状態の維持に援助を与えない義務、さらに、パレスティナ人民の自決権行使の障害が取り払われることを監視する義務である⁽⁷⁾。本件で注目すべきは、義務の「対世的性質」を根拠として、具体的な法的効果としての履行確保義務が導かれている点である⁽⁸⁾。しかし、対世的義務から派生する履行確保義務が不承認義務や支援禁止義務を含むことは明らかになったものの、対世的義務の違反国に対して、第三国が具体的に如何なる法的請求を提起し得るのかは明らかではない⁽⁹⁾。とりわけ、履行確保義務が履行確保権利を含み、さらに民衆訴権までも包含するとまで読み込むことは、現時点では不可能である。

(4) 強行規範と民衆訴訟

第2に問題となるのは、強行規範と民衆訴訟の関係である。この点について、ICJ はコンゴ領域における武力活動事件(管轄権・受理可能性判決 2006年2月3日)⁽¹⁰⁾において次

(6) *Conséquences juridiques de l'édification d'un mur dans le territoire palestinien occupé*, Avis consultatif de la C.I.J. du 9 juillet 2004, paras. 155-157.

(7) *ibid.*, paras. 158-159.

(8) 濱本正太郎「パレスティナの『壁』事件 — 国際司法裁判所勧告的意見, 2004年7月9日 —」神戸法学年報20号(2004年)142頁。

(9) 兼原敦子「国際義務の履行を『確保する』義務による国際規律の実現」立教法学70号(2006年)238頁。

(10) *Affaire des activités armées sur le territoire du Congo* (nouvelle requête : 2002) (République démocratique du Congo c. Rwanda), Compétence de la Cour et recevabilité de la requête, Arrêt du 3 février 2006.

のように述べている。「ジェノサイドの禁止がまさにこのような[強行規範たる性質を有する]場合にあたるのであるが、紛争がそのような[強行規範たる]性質を有する規範の遵守に関するものであったとしても、それだけでは裁判所の管轄権を基礎付けることにはならない。裁判所規程により、裁判管轄権はやはり当事国の同意に依拠するのである⁽¹¹⁾」。本件は、裁判所が強行規範を明示的に承認した初の事案であり、その意味で画期的な判決であるが、上記引用部分は既に東チモール事件において判示されていた内容（権利の対世的性質と管轄権の同意原則の峻別論）を強行規範に置き換えただけであり、その意味では目新しいものではない。この点について裁判所は、「紛争において、対世的な権利義務や一般国際法上の強行規則が問題になっていたとしても、その事実だけでは、管轄権が当事国の同意に依拠するという原則の例外とはならない⁽¹²⁾」と述べている。それ故、仮に違反された（と主張される）実体法規が対世的義務や強行規範であっても、これら実体法規の性質は裁判所の管轄権設定には無関係とされるのである。

さらに、本件では実体法と手続法に関する重要な言及が見られる。裁判所によれば、「ジェノサイド条約9条に関するルワンダの留保は裁判所の管轄権に関するものであり、ジェノサイド行為そのものに関して条約から生じる実体的義務（les obligations de fond）には影響を与えない⁽¹³⁾」という。すなわち、ジェノサイド行為の禁止という実体義務（条約2, 3条）は強行規範であるが、他方で手続的義務（条約9条）はその実体的義務とは直接関係がないため、同条に対する留保は有効とみなされる。この判断に従えば、1つの条約の中に強行規範性を有する実体義務があっても、手続規定に留保を付すことは可能であり、その結果、強行規範規定の違反を追及するための手続的保障が、ジェノサイド条約のような特殊な条約においても欠如することになる。すなわち、裁判所の判断から導かれるのは、実体法と手続法の乖離が否定し難いという点であり、改めて前者を後者に連結させる議論が困難であることが明らかにされたと言うことができよう。

以上に見たように、本書は民衆訴訟に関して幅広く検討し、ICJ 手続の限界や諸手続との相違点など、多くの分析結果を提示している。対世的義務に対応する手続的制度として民衆訴訟制度を再構成しようとする著者の試みは、それ自体が成功しているわけではないが、両概念を一定程度分離せざるを得ないという著者の結論自体に異論はない。

また、ここ数年、対世的義務の強制の問題を扱う著書⁽¹⁴⁾や、国家責任論の文脈で国際共同体概念を検討する著書⁽¹⁵⁾が相次いでおり、国際社会の共通利益概念を分析概念として用

(11) *ibid.*, para. 64.

(12) *ibid.*, para. 125.

(13) *ibid.*, para. 67.

(14) Christina J. TAMS, *Enforcing Obligations Erga Omnes in International Law* (Cambridge University Press, Cambridge, 2005, xxxi + 359 pp.).

(15) Santiago VILLALPANDO, *L'émergence de la communauté internationale dans la responsabilité des Etats* (Publications de l'Institut de hautes études internationales, Genève, PUF, 2005, xx + 525 pp.).

いる議論は根強い。さらに、上述のようにコンゴ事件において ICJ は強行規範の認定に踏み込んでおり、今後もこうした実体法規範を巡る議論が広がりを見せるようにも思われる。他方で、ICJ が繰り返し強調するように、こうした実体法上の動きは（国際司法裁判所の）手続法の進展と何らの連動性も有していない。その意味では、本書が到達した結論は、むしろこの連動性を切断して捉えるための視点を提供するものとして、貴重な先行研究となろう。